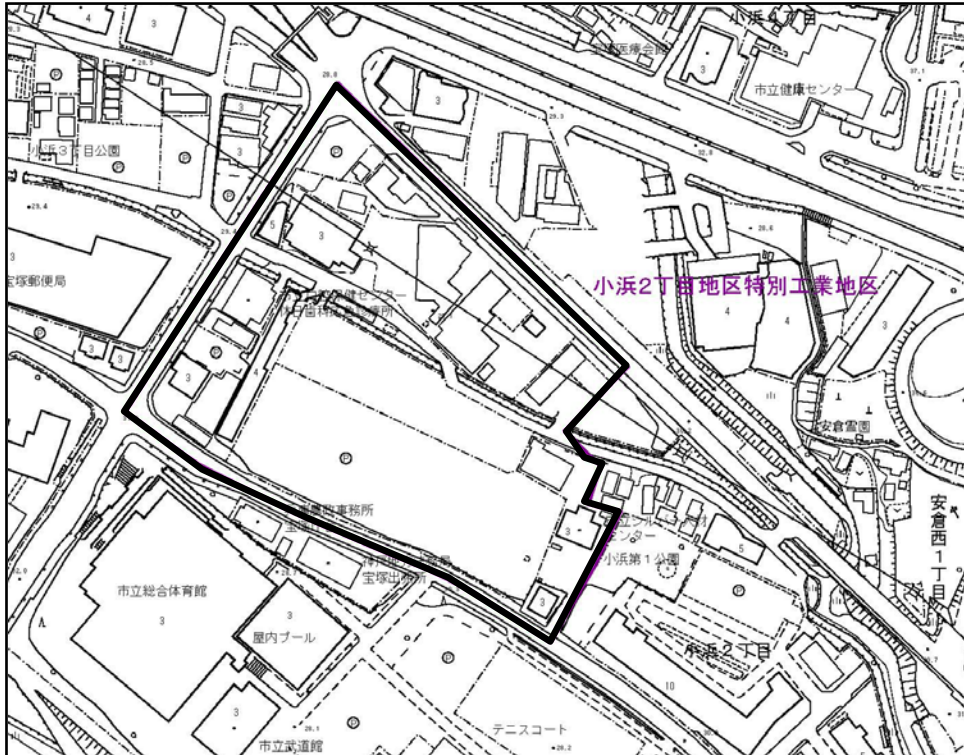


小浜2丁目地区特別工業地区



制限内容

当該地の用途地域である準工業地域の制限内容に加えて次に掲げる建築物の建築が制限されます。

- ① ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
- ② ホテル又は旅館
- ③ マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの
- ④ カラオケボックスその他これに類するもの
- ⑤ 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブその他これに類するもの
- ⑥ キャバレー、料理店その他これらに類するもの
- ⑦ 危険性や環境を悪化させるおそれが多い工場（建築基準法別表第2（り）項第3号に規定する事業を営む工場）
- ⑧ 火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵又は処理に供するもので、その危険物の量が多い施設（建築基準法別表第2（り）項第4号に規定する建築物）

○ 決定年月日 平成8年2月13日